

平成 2 2 年度

**食料・農業・農村政策審議会
農業農村振興整備部会**

第 2 回 議事録

農村振興局

平成 2 2 年 5 月 2 5 日

農林水産省

目 次

1 開 会	... p 1
2 議 事	
(1) 「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更について	... p 2
3 . 閉 会	... p17

日時：平成22年5月25日（火）
場所：農林水産省本館4階第2特別会議室

10時30分 開会

開 会

○田中計画調整室長

おはようございます。委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところ、先月に引き続き、ご足労頂きまして誠にありがとうございます。私、事務局をしております設計課の田中でございます。よろしくお願いいたします。定刻になりましたので、ただいまから平成22年度第2回農業農村振興整備部会を開催致します。開会に当たりまして、吉村農村振興局長よりご挨拶申し上げます。

○吉村農村振興局長

おはようございます。農村振興局長の吉村でございます。

第2回の農業農村振興整備部会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本来でしたら政務三役の誰かがこちらに来て、議論に参加する予定にしておりましたが、本日、農水及び環境委員会が、同時刻に開催しており、それぞれに政務三役が出席しているということで、私からご挨拶を申し上げます。

政務三役からは、くれぐれもよろしくご審議をお願いしたいということでございました。

さて、ご承知のとおり、本年3月30日に閣議決定されました、新たな食料・農業・農村基本計画につきましては、新たに、「戸別所得補償制度」、「農業・農村の6次産業化」等を推進することを掲げるとともに、食料自給率50%を目標としたところであり、今年度から、この新たな基本計画に即した具体の施策の推進に取り組んでいるところであります。

また、昨年の農振法、農地法等の改正により、優良農地の確保と有効利用を図るため、農用地区域への編入促進や除外の抑制及び農地転用許可基準の厳格化等を図ったところであり、これはある意味で今までの農地制度の歴史の中で、初めてそういう方向に踏み出した改正だったというふうに思っております。

今回ご審議いただく「農用地等の確保等に関する基本指針の変更（案）」につきましては、昨年の農振法の改正により、新たに全国で確保すべき農用地区域内農地の面積の目標及び都道府県が定める面積の目標の設定基準を追加することとされたことを受けて、平成12年に策定され、平成17年に変更した現在の基本指針を変更することとしたものであります。

当然、新たな基本計画における平成32年の農地面積と整合性を図りつつ、昨年の法律改正の効果や新たな基本計画に沿った各種施策の推進の効果を加味して、確保すべき農用地区域内農地の面積の目標を定める等の変更を行うものです。

本日もご審議いただく基本指針の変更により、国の優良農地の確保のための基本的な考え方等を示し、この考え方が、都道府県の基本方針に、更には、基本方針を通じて市町村の農業振興地域整備計画に反映されていくことを通じて、食料自給率目標の達成に向けた優良農地の確保に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、委員の皆様方の活発なご審議をお願いいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中計画調整室長

本日5名の委員の方々、古口達也氏、岩崎美紀子氏、植田和弘氏、小西砂千夫氏、橋本博之氏におかれましては、所要によりご欠席とのご連絡をいただいております。

事務局の紹介につきましては、先月させていただいたところですので、割愛させていただきます。お手元に座席表をお配りしておりますので、ご参考にしていただければ

と思います。

それでは、以降の進行につきましては、林部会長の方をお願いいたします。

議 事

(1) 「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更について

○林部会長

それでは、お手元にごさいます議事次第に沿って議事を進めて参りたいと思います。本日の議題は「『農用地等の確保等に関する基本指針』の変更について」でございます。本件につきましては、本日付けで、農林水産大臣より食料・農業・農村政策審議会長に諮問をいただいたものでございます。事務局より、本件について、説明をお願いしたいと思います。

○坂本農村計画課長

農村計画課長の坂本でございます。それでは、私から、本日諮問させていただきました「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更案につきまして、変更を行う背景等を含めて、ご説明させていただきたいと思ひます。

諮問いたしました変更案そのものにつきましては、お手元の資料1に記載してございます。まずは、変更を行う背景等について、お手元の参考資料1でご説明したいと思ひます。参考資料1の最終ページの10ページ、11ページを最初にご覧下さい。委員の皆様方はもう既にご案内のことかと思ひますが、昨年行われました農地法あるいは農振法の改正につきまして、本ページで簡略にまとめさせていただいておりますが、この法律改正が基本指針の変更を行う上での大きな要因となっております。

法律改正の概要につきましては、本日改めてその概要をおさらいした上で、基本指針の変更案につきましてご説明させていただきたいと思ひます。

10ページに基本指針策定の根拠である農振法の改正をまとめていますが、左側に法律の改正事項、右側に政令あるいは省令の改正事項を整理しています。昨年6月の法律改正におきまして、農振法につきましては、優良農地を確保するための仕組みとして、これまでになかった国の基本指針及び都道府県の基本方針に、確保すべき農用地等の面積の目標を明記するという改正が行われています。その他には、達成状況を国が把握して公表する、あるいは達成状況が著しく不十分な都道府県に対しては、国が講ずべき措置の内容を示して是正を求めていくといったことが改正事項とされております。

更には、農用地区域からの除外の厳格化ということで、従来の除外要件に加えまして、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがある場合には除外を認めない、公共施設の開発行為について法定協議制度を導入したところでございます。

また、右側の政令・省令におきまして、まず農用地区域への編入を促進するため、農用地区域に含めるべき土地の集団性基準を、これまでの20ヘクタール以上から10ヘクタール以上に引き下げさせていただきます。さらに、地域農業の振興のために除外できる仕組みとしております27号計画につきましても、除外の要件の厳格化を図ったところでございます。

11ページをご覧ください。農地法の転用許可制度の改正の概要を整理しています。左側に法律自体で改正した事項、右側に政令・省令で改正した事項を整理しています。

農地転用許可につきましては、公共転用に法定協議制度を導入しております。また、是正の要求制度として、国は毎年都道府県が行う転用許可事務の実態を把握し、事務処理が不適切である場合には講ずべき措置を示して是正を求めていくという仕組みを整備しています。更には違反転用につきましては、行政代執行制度の導入、あるいは法人の違反転用につきまして罰金を300万円以下から1億円以下に引き上げる等の措置を講じたところでございます。

政省令におきましては、まず転用が厳しい許可条件のもとに置かれる第1種農地の集団性の基準を、改正前はおおむね20ヘクタール以上でございましたけれども、これをおおむね10ヘクタール以上に引き下げ、第1種農地の転用の不許可の例外事由（代替性要件）として、その農地以外では目的を達成できないと認められるものに限るといったような要件を追加しています。更には、既存の施設を拡張する場合あるいは隣接地と一体的に転用事業を行う場合の要件につきましても厳格化を図ったところです。

また、省令におきまして、比較的転用が認められやすいと言われるような第3種農地の判断基準につきましても、記載しているような要件を追加したところです。

恐縮ですが、本資料の1ページを改めてご覧下さい。本日ご議論賜ります基本指針についての主な改正部分を整理しています。

まず国は、基本指針に定めるべき事項として、先ほどご説明いたしました農用地等の面積の目標、その他農用地等の確保に関する基本的な方向、これを定めます。次に、新たに追加された事項ですが、都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準を定めます。この都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準に関しては、その後、47都道府県の知事の意見も聴くことになっています。以上が国に関する部分です。

都道府県におきましては、国が基本指針を変更いたしますと、その後、都道府県が定めます基本方針につきまして、国と都道府県の間で協議を行っていくということになっています。都道府県が定める基本方針におきましても、今般の法律改正において確保すべき農用地等の面積の目標、その他農用地等の確保に関する事項等が追加されています。なお、基本指針の変更につきましては、法律施行（昨年12月15日）より6カ月以内に定めるということになっていますので、本日ご議論いただいた後、都道府県知事の意見等も聴きまして、6月中旬までには決定してまいりたいと考えています。

続いて2ページをご覧いただきたいと思います。本日ご議論賜ります基本指針の変更案のポイントを整理していますので、本ページでご説明させていただきたいと思います。

先ほど来申し上げておりますとおり、今回の基本指針から、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることになりました。この目標につきましては、第1の(1)にございますように、平成32年の確保すべき農用地等の面積については、平成21年現在の407万ヘクタールよりも8万ヘクタールほど増加させて415万ヘクタールとして設定させていただきたいと考えてございます。

なお、この415万ヘクタールの考え方につきましては、3ページをご覧下さい。

この目標面積につきましては、本資料で整理しておりますが、これまでのすう勢を踏まえつつ、農用地区域への編入促進、法律改正に伴う除外の抑制、新しく始まる戸別所得補償制度等の各種の施策の効果等を織り込んで算定しています。

先ほど申し上げましたとおり、平成21年現在の農用地区域内の農地面積は407万ヘクタールでございますが、何らの施策努力も傾けなければ、農用地区域からの農地の除外（市街化区域への編入、農地以外の用途へ転用等）ですが、平成32年度までに12万ヘクタールほど見込まれ、さらにはすう勢に任せておいた場合の耕作放棄地の発生が16万ヘクタールほどあるのではないかと見通されるところです。

一方、右側でございますように、法律、政令、省令の改正によりまして、農用地区域への編入あるいは農用地区域からの除外の抑制といったものを図るということによりまして、11万ヘクタールほど農地の増減につきまして、すう勢に任せた場合よりも増やし、更には戸別所得補償制度あるいは中山間地域等直接支払制度等の施策努力を傾けることにより、耕作放棄地の発生を15万ヘクタール程度抑えていき、更には、昨年来、本格的に始めていますが、荒廃した耕作放棄地の再生、耕作放棄地とされたものを再生してまた農地に戻していくことで、10万ヘクタールほど農用地区域内の面積を増加させていく等の施策努力を傾けることにしております。

これにより、すう勢で推移した場合、平成32年時点で379万ヘクタールと見通される農用地区域内の農地面積につきまして、平成32年時点での目標は、すう勢よりも36万ヘクタール加えました415万ヘクタールと目標面積を設定してまいりたいと考えています。

2ページ、第1の(2)ですが、農用区域への積極的な農地の編入や除外の抑制等の取組を積極的にやっていくという事実を追加していきたい。さらには諸施策を通じた農地確保の取組として、戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化、意欲ある多様な農業者に対する農地の利用集積等の措置、農地保全のための各種施策を通じて、耕作放棄地の発生抑制・再生に努めてまいりたいという趣旨を記述させていただきたいと考えています。

また、第2の都道府県において確保すべき農用地等の面積の設定の基準につきましても、国の目標設定と同様の考え方で、最近年のすう勢が今後も同様に継続した場合の平成32年時点の農地面積に、先ほどの第1の(1)、(2)でご説明いたしましたような施策の効果を加味していただいて定めていただきたい。この旨を記述してまいりたいと考えています。

また、第3でございますけれども、これは法律の第6条第2項のところで、農業振興地域の指定というのがございまして、その中の第1号で、「農用地等として利用すべき相当規模の土地があること」というのが法律にございます。従来から、この「相当の規模のある土地」というものの定義につきまして、この基本指針で具体的に記述して定めてきたものです。今回の変更にあたり、この基準につきまして若干、2ページに記述しているとおり「農業の条件が不利な地域又は土地利用が政策的に抑制される地域」、具体的には中山間地域や市街化調整区域が中心になりますが、従来はおおむね100ヘクタール以上の農地があることということでございましたけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、第1種農地の基準、あるいは農用地等として編入すべき集団性のある農地、これを20ヘクタールから10ヘクタールに引き下げるといふ改正もございましたので、そうした点を踏まえまして、これをおおむね50ヘクタール以上ということに今回、変更したいと考えています。

以上が、本日諮問をお願いし、ご議論を賜りたいと考えてございます基本指針の変更点の主な事項でございます。

4ページは、根拠条文を記載してございまして、5ページ以降は、現行と変更案の、新旧の対照表をつけてございますが、こちらにつきましては説明を割愛させていただきたいと思っております。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。資料1におきましては、大臣からの諮問、続きまして2ページ以降に基本指針の変更部分に下線を付しましてわかりやすくしてございますが、先ほど主なポイントをご説明いたしましたので、ご覧いただければおわかりになると思っておりますが、例えば2ページの第1に確保すべき農用地等の面積の目標というものが追加されてございます。3ページに、この確保するための基本的な施策につきまして、例えば編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じて、農用区域に係る制度の適切な運用を図る必要があることという旨、あるいは諸施策の中で、戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化に加えということ、そうした新しく始まりました施策につきましても追加させていただいております。また、同じ(3)の中に、地域ぐるみで農地保全に関する共同活動への支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置、耕作放棄地の解消に向けた対策等、現行の基本指針の段階ではなかった施策につきましても追加させていただいております。

3ページ下段から4ページ冒頭にかけて、第2におきまして、都道府県において確保すべき目標面積の設定に関する基準につきまして追加しております。設定基準の詳細については、別添として、最終ページの7ページ以降に添付しております。考え方は先ほどご説明したとおりです。別添の7ページの1をご覧ください。算定式の「平成32年までの荒廃した耕作放棄地の再生」までは国と同じでございますが、最後に、各都道府県において独自に考慮すべき事項というものを施策効果として設けています。

恐縮ですが、4ページにお戻り下さい。先ほどご説明いたしましたように、第3の(1)「農用地等として利用すべき相当規模の土地があること」という要件につきまして、農業の条件が不利な地域あるいは土地利用が政策的に抑制される地域については、その合計面積がおおむね50ヘクタール以上ということに変更させていただいております。

以上が基本指針の変更案でございます。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。本部会に先立ちまして、私どもの変更案についてパブリックコメントを実施しました。その際の具体的な意見は、2ページ以降

に記載しておりまして、併せて当方の回答案につきましても整理しております。1ページで、寄せられた意見につきましても概要を整理しております。

まず、パブリックコメントにつきましては、本年4月28日から5月11日まで実施しまして、意見募集期間中に、団体を含みますが、7名の方から意見提出をいただきました。

意見を内容で整理すると、農用地等の確保に関する基本的な方向の考え方に関する事項に3項目、都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準に関する事項に4項目、農業振興地域の指定の基準に関する事項に1項目の計8項目の意見が寄せられました。

これらの意見等の対応方針(案)については、3に記載しています。以下の2点については、意見の趣旨に沿って対応したいと考えております。1点目の「確保すべき農用地等の面積の設定方法を明示すべきである」というご指摘に対しては、参考資料1で415万ヘクタールの説明をさせていただきましたが、その資料を後ほどホームページで公表してまいりたいと考えています。

2点目の「農地を守ってきた市町村が不公平にならないよう、目標面積の管理に当たっては市町村の意見等を考慮してほしい」という意見ですが、これまで農用地区域に含めるべき土地の集団性は、おおむね20ヘクタールが指定の基準と説明させていただきましたが、全国の市町村の中には、それを下回っていても積極的に農用地区域に編入してきた市町村があり、恐らくこうした市町村からのご意見かと思えます。これまでも積極的に編入してきた市町村には、今回編入を促進しろと言われても、もはや編入すべきまとまった農地はないという意見かと思えますが、この点につきましては、市町村の意見を踏まえつつ国・都道府県と市町村が一体となって、市町村の各々の実情も考慮して制度を運営していくということで対応してまいりたいと考えています。

それ以外の項目で、大きく2つのご意見がありました。1つは「農用地等の面積の目標は、実現可能なものとすべきだ」というものです。現況面積よりも増やしているということで、これ以上増やすのに抵抗のある方からのご意見かと思えますけれども、この点につきましては、先ほどからご説明申し上げましたように優良農地を確保していくために法律、政令、省令あるいは新しい施策といったものを講じてきている状況ですので、そうした経緯を粘り強く説明してご理解を求めてまいりたいと考えています。

2つ目として、耕作放棄地については10万ヘクタールほど農地に戻したいと考えている旨を先程ご説明しましたが、農地に戻すのではなくて、自然の状態に戻すという考え方が重要だというご意見もございました。この点につきましては、平成20年度の耕作放棄地全体調査の結果、各市町村において、農地に戻すものともう既に原野化しているものというような区分をつけています。今後一定の手を加えれば耕作可能と市町村のほうで判断された耕作放棄地については、再生利用の努力も進めて、平成32年までに10万ヘクタールは解消していきたいということで、森林・原野化しているものについては非耕地としての利用を図る方針等をご説明してご理解を得てまいりたいと考えております。

この他、参考資料2としまして、本年3月30日に策定されました新たな「食料・農業・農村基本計画」も資料として提供してございますが、こちらにつきましては前回の4月の部会でもご説明したところでございますので、本日私の方からは、説明を割愛させていただきたいと思えます。

簡略でございますが、私からの説明は以上でございます。

よろしくご議論のほどお願い申し上げます。

○林部会長

ありがとうございました。

本件につきましては、委員の皆様方にご審議いただいた上で、農林水産大臣に答申したいと考えておりますので、どうか活発なご意見、ご質問いただきたいと思います。

いかがでしょうか。では、近藤委員からお願いします。

○近藤臨時委員

参考資料1の3ページの農用地区域内農地の面積の目標について考え方を教えてください。

415万ヘクタールとか現在よりも+8万ヘクタールという数字自体がどうだというわけではないのですが、真ん中にある算出の内訳が気になります。すう勢と施策効果の2項目の耕作放棄地の発生と、その発生抑制をみると、トータルでマイナスになっている。これは、高齢化も進むし、なかなか耕作放棄発生の解消は、発生のすう勢には追いつかないということで、数値そのものの妥当性はともかくとして、理解できません。荒廃した耕作放棄地の再生で+10万ヘクタールというのも、その数字が妥当かどうかという見識は持ち合わせていないですが、これも不自然ではない。

ちょっと違和感を覚えるのは、一番上の農用地区域からの農地の除外というところですが、すう勢で12万ヘクタール減、頑張って11万ヘクタールを守るということですよ。すう勢自体は、過去の実績の平均値で線を引っ張ったもので、架空の数字なので、何とも言えないところはあると思いますが、今回の法改正によって、除外の明確化、編入の促進や区域内農地を守るという政策をフル動員して頑張ってもなおマイナスになるということは、幾ら頑張っても農用地区域内農地の減少は仕方がないと行政が言っているふうに聞こえます。したがって、これも水準は別として、プラスマイナスの関係がこのようになっているのは、行政目標を算定した根拠としてはちょっと違和感が残りますが、どういう考え方でいらっしゃるのでしょうか。ちょっと教えてください。

○林部会長

では、農村計画課長よろしくお願いします。

○坂本農村計画課長

土地利用につきましては、農振制度のほかにも都市計画制度その他さまざまな土地利用調整制度がございます。そうした中で、やはり、いわゆる市街地ということで、都市計画制度のほうで市街化区域に編入していく土地というものも、これは毎年、一定程度は出てきます。私どもの専門用語で線引き調整と申しておりますが、そうした形で、市街地に編入されていくものと、農地転用許可基準を厳格化いたしました。これは許可基準でございますので、一定の農業以外への土地需要というものについては、完全にゼロにすることは難しい。厳格化したから抑制はされるでしょうけれども、それを禁止する不許可制度ではございませんので、農地を農業外には全く使わせないということは難しいということをまずご理解いただきたいと思っております。

その上で、こちらにございますように、先ほどご説明いたしましたとおり、これまで農用地区域に編入する農地の集団性のまとまりというのは、おおむね20ヘクタールまとまっているものを対象にしてくださいということで制度運営してまいりましたが、これを10ヘクタールまとまっていれば、積極的に農用地区域として編入していただくという改正、更には、先ほどもご説明いたしましたけれども、一旦、農用地区域に編入された場合には、例えばもう既に意欲ある農業者が自分の農業経営の一環としてその土地が含まれている、この土地を除外してしまうと、そうした経営者の経営に影響を与える場合には、これまでそういう制限はなかったわけですが、この除外を認めない、あるいは、27号計画に基づく除外も厳しく審査していく、更に、農地転用の部分で、先ほどもご説明させていただきましたけれども、転用が厳しく審査される第1種農地の要件も、これまでの集団性におおむね20ヘクタールを10ヘクタールに引き下げて、10ヘクタール規模であれば、もう既に第1種農地となって転用の厳格化が図られる、こういった措置の的確な実施に努力を傾けまして、11万ヘクタール相当を戻していきたいという考えでございます。

○近藤臨時委員

詳細はわかります。厳しいことももちろんわかっていますが、違和感が残るとというのは、耕作放棄地のほうは社会現象として避けられない大きな流れがあるとわかります。

ところが、農用地区域内農地の除外・編入の方は、これから日本の国内を考えると、都市部も含めて人口は増えないし、企業が国内に工場を立地する可能性も余りない。大規模店舗がどんどん建設される時代でもないという社会的な状況を考えると、最終的に農用地区域からの農地の除外よりも、編入・除外抑制の方が少ないということが、行政の目標として何となく、もう仕方がない、減っていくのだと、若干さじを投げたような感じを受けないでもないので、そういう面で、このプラスマイナスの関係が違和感を覚えるということです。

○林部会長

よろしいですか。

○坂本農村計画課長

行政上の計画ですので、目標とは申しましても、全く根拠のない数字を掲げるということはなかなか難しかったものですから、こういう数字になりました。しかし、委員のご指摘のように、今後人口が減少していく社会の中で、都市計画においてもコンパクトシティという方向を目指すということになってきていますので、関係省庁とも連携を密にしまして、ご指摘の趣旨は、私どもも重々肝に銘じて、この数字が高まっていくように努めてまいりたいと思います。

○林部会長

よろしいですか。ほかにご意見はございますか。
福澤委員お願いします。

○福澤臨時委員

基本指針の第2の都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項ですが、これまでも国の基本指針、それからそれを踏まえた都道府県の基本方針、そしてまた現場では市町村が整備計画を立ててきたわけです。

そして、今回は農振法の改正によって運用を厳格化する、是正措置も講じるということで改正されていますが、それを背景に、今回の第2の項目が追加されたと感じております。

しかしながら、第1の(2)にも適切な運用ということで、市町村なり都道府県が主体的に管理するよというところがここに明記されておりますので、あえて都道府県に基準年における目標面積の設定までさせなければいけないのかどうか。非常に言葉は悪いのですが、何か丸投げにも等しい、そんな印象もぬぐえないという感じがします。

ここまでおやりになるという考え方については、運用の厳格化とはまた別な意図があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思っています。

○林部会長

農村計画課長、どうぞ。

○坂本農村計画課長

都道府県が目標面積の設定に当たり、今回基準を定めさせていただくということでございますが、これは冒頭ご説明させていただきましたとおり、昨年6月の法律改正におきまして、国の基本指針あるいは都道府県の基本方針の中で定めるべき事項というものが追加されております。

この法律改正の中で、都道府県の基本方針につきましては、面積の目標及びその他農用地等の確保に関する事項を書きなさいということになっていまして、国も国の基本指針の中に、都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準を定めなさいとなっております。参考資料の1ページのところでもご説明させていただきましたけれども、今回の法律改正によりまして国も目標面積を定めますし、都道府県の基本方針も都道府県の目標面積を定めるということが追加されてございますので、どういう基準でもって都道府県に定めていた

だくかということ国をの指針で明示しなさいという趣旨の改正に沿って、基本指針におきまして定めさせていただくことにしたというところでございます。

○福澤臨時委員

今後、知事の意見を聞くという段取りになっているとおっしゃいましたが、各都道府県の計画を積み上げて、国全体としての面積目標の415万ヘクタールまで及ばないといった場合はどうなさるのでしょうか。

といいますのは、パブリックコメントでも意見がありました。農振の白地から農用地区域に編入するという事は、もう地方では厳しいことなのですよね。目いっぱい農用地区域の網をかぶせているというのが実態なのですよ。

例えば、昨日、青森県の担当者から、うちの県はどうなっているのかと私が聞きましたら、大体15万ヘクタールの農地のうち、約9割がすでに農用地区域の網をかぶっているということでした。あとは10ヘクタール程度の集約的農地さえもないという実態も実はあるわけです。

従いまして、耕作放棄地についても、都道府県のそれぞれの実態がありますし、速やかに数字上合うような形で面積の目標が積み上がってくるとは少し考えにくいという感じがしています。ですので、国が考えておられる415万ヘクタールに届かない場合はどうなさるおつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点は、カロリーベースで農用地の面積を今、見ているわけですね。基本計画の中でも、生産目標数量はありますが、生産目標面積がない。その辺も目標面積の設定に少し違和感があると感じている。その辺をお伺いしたいと思います。

○林部会長

農村計画課長、どうぞ。

○坂本農村計画課長

ご指摘の点は、幾つか考え方を整理してご説明するほうがよろしいかと思います。まず私どもとしましては、本日ご議論賜りまして、その結果、私どもの試算いたしました415万ヘクタールが国の農用地区域内農地の面積の目標として確保していくことが妥当であろうということになりましたら、その変更後、参考資料1の1ページにございますように、基本指針の改定後、さらに6カ月をかけて各都道府県と協議、調整の手続きをとってまいりたいと考えています。

その際に、福澤委員からご指摘のようなご懸念、これは先ほどパブリックコメントの概要と対応方針の中でもご説明させていただきましたが、まさに地域によってそれぞれ置かれた状況が違って、国全体での農用地区域内農地の面積の目標を増やすと、都道府県においても目標面積を現在よりも増やさないといけないということで、ご懸念する向きもある。

既に地域の運用として、これまでの国の基準が20ヘクタールということだったけれども、当市・当町ではもう5ヘクタール以上のまとまりのある農地はすべて農用地区域に編入するという運用を行ってきたというところも実際あることも事実でございます。私どもとしましては、そうした実態も踏まえながら都道府県と半年かけて調整を行っていきたいと考えています。

地域によってはそういう積極的な運用を図られてきたところもございますが、逆に国の基準が20ヘクタールだからということで、15ヘクタール、16ヘクタールのまとまりのある農地であっても農用地区域には入れてこなかったという運用を行ってきた市町村なり都道府県というも全国にはございます。都道府県あるいは市町村によって、これまでの運用がまちまちであったというように考えておりますので、その点につきましては半年ほどかけてじっくりと調整してまいりたいと考えています。

○林部会長

よろしいでしょうか。鷲谷委員、どうぞ。

○鷲谷臨時委員

今回の変更案について、異論は全くありません。

今回は初めて数値目標を定めるということでもありますし、大変短い期間のうちに設定しなければならなかったのが、今の傾向を外挿するという非常にシンプルなやり方で全体のものを決めたわけですけれども、多少地域によってはご心配もあるかもしれません。

そういう数値目標にどう対応できるかということもあるかと思いますが、今後のこととしての意見ですが、こういう将来予測を伴う数値目標を定める際には、今は大体シナリオ分析という手法が一般的になっています。

今後の社会経済的あるいは人口統計学的な変化で、特に地域によって非常に大きな差があるわけですから、その動向などについて、詳しい、不確実性のない予測というのは無理ですので、今の傾向をある程度組み合わせた幾つかのシナリオをつくって、どのぐらいの数値目標だったら達成可能なかをシナリオで見ると同時に、どういうシナリオだとこういう数値目標の達成も可能で、しかもほかのことにもよい効果が生じるかどうかということを含めて検討した上で数値目標を決めるということはどうかと思います。目標を掲げたので、何がなんでも達成しなければいけないというような数値目標は、これほど不確実性の高い時代には無理だと思いますので、一つ数値を掲げて、それを実現するためのいろいろな政策といたしますが、その合理的な組み合わせを考えていく上での目安にするというような考え方になるのだと思いますが、今回はこれでやってみていろいろな動向を見守りながら、次の目標のときにはそういう指標なり数値の決め方というのも取り入れた方が良いと思います。次の変更は、5年ですよね。だとすれば、シナリオ分析といった手法は、もっと普及していくと思いますので、そういうことができればと思います。次回の変更に当たっての提案です。

○林部会長

ありがとうございました。農村計画課長、どうぞ。

○坂本農村計画課長

本日議論いただいております平成32年目標面積の415万ヘクタールにつきましては、大きな社会情勢の変化があれば、5年経ちますと、また変更するということになってしまいますが、私どもといたしましては、10年間、平成32年までの目標として定めさせていただきたいと考えてございます。

また、いただきましたご意見につきましては、どのような対応が可能なのかは、今後とも研究を進めてまいりたいと思っております。

なお、先ほど福澤委員にお答えする際に、申し忘れた点がございまして、大変恐縮ですが、参考資料2の最終ページ、57ページをご覧ください。これが3月30日に策定いたしました新しい基本計画において示した平成32年における農地面積です。農地面積の目標につきましては、平成21年現在の現況農地面積は、461万ヘクタールで、あらゆる施策努力を重ねて、平成32年時点での確保される農地面積も461万ヘクタールと、ほぼ同水準で保っていかうという意欲的な目標が、農地全体についてございます。福澤委員から専門的な農振白地というようなお言葉もございましたけれども、農用地区域内農地面積の現行407万ヘクタール、あるいは平成32年において目標とした415万ヘクタールとのすき間に、農地がございまして。私どもといたしましては、このすき間の部分を極力、農用地区域、農業上重要な地域として守られるように取り入れていきたいと考えております。その点につきましても、ご理解を賜ればと考えています。

○林部会長

それでは、まず忠委員、そして三野委員、松本委員の順にお願いします。どうぞ。

○忠臨時委員

今回の農用地区域内農地の面積の目標が415万ヘクタールという数字はともかくとしても、私も現場で作業に当たっている民間委員からすれば、意欲的な大変いい目標値だなというふうに受けとめております。ただ、それを達成するにはいろいろな課題があるということは、ほかの委員の皆様方もおっしゃったとおりだと思います。

私が申し上げたいのは、そうして確保された農地をだれが有効に活用するかという部分です。今回の指針の変更案、資料1の2～4ページにあるわけですが、第1の(2)の農業振興地域制度の適切な運用という部分を見ていきますと、(2)の3ページの上段には、本指針に基づき「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進及び食料の安定的な供給に向けて」という言い方、それから、(3)の農地の保全・有効利用の欄にも「意欲ある多様な農業者に対する」という、今回のまさに基本計画で示された言葉が使われております。

そうして見ながら、4ページの後段から5ページにかけて、農業振興地域の指定の基準に関する事項を見ていきますと、(2)に「農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること」という記載がございます。ここの文面には農業者の経営意欲あるいは手法、装備、技術といった基本的な条件の状況と将来見通しを勘案して、そして農地の利用集積、次には効率かつ安定的な農業経営の展開、いわゆる農業経営の近代化が図られる見込みであるという記載があるわけでありまして、前段の「意欲ある多様な農業者」というのと、ここでいう近代化が図られる見込みがあるのかどうなのかということの整合性とでもいいますか関連づけというのをどのようにお考えなのかということを質問させていただきます。

私としては、そういった優良農地を効果的に有効に活用する農業者はだれなのかということと考えれば、多くの方がそうあってほしいのですけれども、現実的にはやはり意欲プラス技術だったり知識だったり、場合によればそれは能力ということになっていくのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○林部会長

これについてはどうでしょうか。

他の委員の方々にもご意見、ご質問をいただいて、まとめてお答えいただきます。

次に三野委員、お願いします。

○三野臨時委員

ただいま事務局からいろいろご説明いただきましたが、短時間のうちにこれだけおまとめになられたということに、大変敬意を表したいと思います。

私自身、実は数年前、耕作放棄地対策の検討会でいろいろ勉強させていただきました。その際に、この問題は大変難しい。恐らくここで基本指針等を定めるに当たっても、大変悩まれたところも多いし、これからどういう流れになるかということは、予断を許さないところがいっぱいあると思います。

特に耕作放棄地対策の検討会の中で感じたことですが、一つは面積、耕作放棄地の面積の定義、あるいは面積の調査の仕方というのが大変難しく、調査の仕方によって数値が随分変わってきたりします。それで、これから施策の評価あるいは耕作放棄地に対するいろいろな対策を持っていかなきゃならないときには、やはり面積のきっちりしたモニタリング把握ということが大切ではないかと思いました。

そういう意味で、多分その辺については、しっかりした対策を講じておられるとは思いますが、その辺をきっちり把握していただきたい。特に耕作放棄地対策検討会で実態調査を2年ほどにわたって悉皆的にやられた。あれで耕作放棄の実態がかなりはっきりしてきたし、対応の方向、先ほどちょっとご説明もありましたが、戻せるものあるいは耕作放棄地でも戻せないもの、その辺の色分けがきっちりされてきた。それを今回、恐らくある意味でベースにしつつ積み上げていくことになろうと思いますが、悉皆的な調査の際に特に感じたのは、市町村ないし都道府県によって、非常に多様な方向を持っているということです。

統一したやり方で今回全国的に調査する。これは公平性を担保する上では大変大事なこと

ですけれども、恐らく先ほど福澤委員がおっしゃったように積み上げたものと今回の全国レベルでの予想とは、かなり乖離が生じないだろうかということは、私自身も心配しております。

共通したベースで積み上げて来られれば良いのですが、その辺の調整が大変で、6カ月では非常に難しいことになろうかと思えます。とりあえず、まずしっかりした実態の把握ができる調査というのが、面積の目標の設定をしていく上では極めて重要ではないか。その辺について、もしお伺いできることがございましたら、お伺いできればと思います。

○林部会長

ありがとうございました。

それでは、松本委員、どうぞ。

○松本委員

基本的に、今回の指針の改定方針については異議があるわけではありません。その上で、ご意見を申し上げるといふか、今後の対応をお願いしたいと思います。先般の基本計画において、日本の農地全体を現行水準で確保するという意欲的な戦略方針が国家戦略で出されたという関係で2、3点ほど申し上げます。

今ほどの説明でも、農地法における転用審査基準の厳格化と言われますが、現行の法定された基準の実施について厳格にするということが中心になっています。この何十年か、農地制度の転用許可について緩和されてきたという中で、社会経済情勢が大きく変わって、まさに戦略的に政策を変更するということが言われている際に、現行の基準運用を厳格にするだけでいいのか。かなり陳腐化した許可要件等が残存されているような気がしますので、もう一度じっくりと、法定されている転用許可基準の精査をきっちりすることが必要じゃないか、これからの宿題じゃないかという問題提起が一つです。

厳格化と言われていますが、緩んだものを厳格化しても、何の意味もないのだから、もう一回きちんとその根っこのところを精査する必要があるのではないかという問題提起が一つです。

また、農振法の27号計画として、倉庫群や流通施設設置に伴う転用とか、二・三男住宅も位置づけをされている場合もありますが、この際、一旦白紙にして見直す果敢な対応もあるのではないかと思います。

それから、縦割り行政の中で、農林水産省の所管ではなく、国土交通省の所管になるのかもしれませんが、都市計画法における市街化調整区域の定め方についてです。昭和40年代半ばに二つの政策的に設置された農振と都市計画の枠組みで、ずっときていますが、その中でも両方に重なりのある農振白地、あるいは市街化調整区域には、かなり優良農地も残されています。都市計画法上においても、建前上、市街化調整区域は、市街化を抑制するという精神が謳われていますが、現実には50戸連担条件といいますが、ある程度の戸数が連担して立地していると、その周辺の優良農地は開発可という運用が、都市計画法上でされてきており、農地が蚕食されています。農林水産省では、なかなか手が入らないというところであると思いますけれども、せっかくの新しい国家戦略ですから、国土交通省とも連携をとって、政策的調整を踏み出すべきではないかのご提案といいますが、ご意見を申し上げておきます。特に都市計画法は、これから手をつけるというお話のようですから、ぜひ、果敢に農林水産省サイドからアタックするべきじゃないかなと思います。

それから、それと併せまして、かつてこの場でもちょっと申し上げたのですが、平成の大合併で広域化し、行政単位が半分になって、市となっている。そうすると、複数の自治体が合併して、随時、新しい行政区域として農振の見直しを進めておられ、そういうことにドライブをかけるというお話がかつて承ったところです。特に集団的農地の面積の絞り込みといいますが、集団をもっと小さくして、農地確保に積極的に対応するという方針で望むという方向性を出しておられるわけですが、特に合併した市町村での、農振地域のいわゆる再調整といいますが、こういうものともセットで、能動的、政策的に進めないと、元の木阿

弥ではないかという感じもしますので、特にその辺は、よく点検しながら取り組んでいただきたいということが3つ目です。

それからもう一つ、これ、農振制度上の話なので、致し方ないことですが、今後の農地、自給率等の基本となる農地の中でも農用地の確保という観点を考えたときに、これからの宿題という印象を持っているのですが、単なる農地面積の確保だけじゃなくて、今日は水資源課長もおられますけれども、水利と農地面積といいますか、こういうものをセットにした重層的な資源の確保の計画ということが重要ではないかと思います。ヨーロッパ的な畑作中心の地域のように農地面積が量的に確保されれば良いという世界ではなくて、日本は特に水田農業がかなり大きなウエートを占めておるような地帯ですから、特に農地面積とそれを充実する水利とのセットでの農地の確保ということについてもっと力を入れるといいますか、アプローチの仕方として、そういう時代になってきているのではないかと思います。

以上4点です。

○林部会長

ありがとうございました。他に、中嶋委員ありますか、どうぞ。

○中嶋臨時委員

私も今回の基本指針に関して、特に異論はございませんけれども、一点考えていることをつけ加えさせていただきます。農地転用全体の見直しというのは、やはり国民、それから国全体で農地をどのように利用していくかということの見直しだと思います。そのときに、特に優良農地の確保という生産面での強調が大事だと思いますが、これからの人口減少社会の中で、安定した社会にとって農地とは、どういう意味を持つのかということをもう一度振り返るべきだと思っています。

つまり、都市と農村との協調の中で緑がどうあるべきか。そういった観点から今後残すべき農地を現場で点検していただいて、それを計画の中に盛り込んでいただければなと思っております。私の読み込みが足りないのかもしれませんが、今回の基本指針の中では、多面的機能についての言及がちょっと足りないかなという感じがいたしました。今後の課題だと思いますので、よろしくお願いします。

○林部会長

ありがとうございました。宮城委員、どうぞ。

○宮城臨時委員

既にご発言の委員の方のご意見と重なるところもあると思いますが、今回の目標数字、現況よりも増やすというのは大変意欲的な目標だと思うのです。その意味では、目標に意欲的に踏み込むということと、それから実現性がどのくらいあるのかという見方のバランスが難しいというのはよくわかるのですが、この数字の中で私が一番気になったのは、荒廃した耕作放棄地の再生がプラス10万ヘクタールという点です。この数値が、耕作放棄地調査の結果を踏まえて、実現性がそれなりに見込める数字なのかどうかということが実は一番気になっております。農地全体量を461万ヘクタールと維持した中で、農用地区域内農地面積を増やすということは、農用地区域内に農地を集約して、守るべきところとはにかききちんと指定して守ろうという方針だと思います。しかし、耕作放棄が既に起こっている農地を再生するのが10万ヘクタールと見込まれるということは、そういう農地が、かなり農用地区域内にあるか、あるいは集団性要件の引き下げによって編入できる可能性があるかということを見込まなきゃならないと思うのですが、その辺について、ちょっとお考えを聞かせていただければありがたいというのが1点です。

それから、もう一つ、これから都道府県との協議があって、さらに市町村毎の実際の積み上げ数字が上がってくると思うのですが、目標を高く掲げても、積み上げ数値との間に差が出たときにどうするかという検証は、当然またこの審議会に関係するかどうか、議題として

上がる機会があるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○林部会長

他に、よろしいでしょうか。森野委員、どうぞ。

○森野委員

皆さんの話が終わってからまた聞くより、先に併せて聞いてしまいましょう。

まず、最初に私はこの415万ヘクタールという数字は基本計画と整合性を図り、掲げた政策目標ですが、きちっとした根拠のある数字とは思わなくて、政策をやるための一つの目安にすぎないというふうに割り切っております。この数字の妥当性の議論を、私自身はできません。とにかくこれに従ってやるということであれば、そのために取り組んでいただければ結構だと思います。

2点目は、これを実現するためのむしろ施策のほうですが、資料1の2ページ目に第1の(3)で戸別所得補償制度の導入によって、この農用地の確保というところですが、このつながりがよくわからないのです。農業経営の安定化というところはわかるのですが、戸別所得補償制度は、10年間安定化させるような施策なのかどうかという点です。

それから、今日、近藤委員がおられますけれども、読売新聞や日本経済新聞の最近の論調を見ていると、戸別所得補償制度によって、むしろ逆に農地の利用集積を阻害しているというようなことが新聞の解説記事などではかなり書かれている中で、その辺をどのように考えればいいのかということの説明してください。

3点目は、先ほど都道府県における確保すべき農用地区域内農地の面積の目標を設定するということは、大変な作業だというご意見がありましたけれども、何となく役所の仕事を増やすような印象がぬぐい切れないので、なるべく都道府県の仕事なんかを簡略化して、役所のための、仕事のための仕事みたいな手間はなるべく簡略化していただきたいと思います。

以上です。

○林部会長

ありがとうございました。いろいろなご意見をいただきました、ご質問もございました。それでは、局長からお願いします。

○吉村農村振興局長

それでは、まとめてお答えするような形になりますけれども、まず鷲谷委員のご発言は、ちょっとなかなか難しいご指摘だったのですが、今後、個別にも伺いながら検討していきたいと思っています。

それから、忠委員のご意見でありますけれども、この基本指針に記述のある施策の部分は、基本計画をベースにして、講じていこうとする施策を当然土台にして、先ほど説明させていただいたとおり、目標を定めているところです。資料1の3ページの(3)の諸施策のところは基本計画を土台にしております。

一方、若干齟齬があるように受け取られたかもしれませんが、農振地域の指定は、法定された基準に基づいて、それを具体化して農振地域の設定をしていくという考え方を整理していきまして、特に(2)の農業経営の近代化が図られる見込みが確実であるという項目は法定化されている部分を具体化しているもので、若干前提が違うということでご理解いただければと思います。

三野委員からの指摘で、耕作放棄地も含めて、まずきちっと農地の面積を把握すべきということですが、まさに農振地域の農用地区域内農地の管理をするための調査を、私ども以前からご案内のとおり、農業資源調査という形で実施しておりますので、それをベースにモニタリングをしていきたいと思っております。その際に、耕作放棄地に関しては、この前の耕作放棄地全体調査で、一筆一筆どこにあるかということを含めた調査ができましたので、それを市町村の農振計画の中でも当然把握をした上で、どうしていくかということ計画の中

に入れることになると思います。そういう形で一緒に管理していきたいと思っています。

松本委員から、今後の宿題ということでおっしゃっていただきましたが、農地転用の厳格化の問題、これは農地法の改正、農振法の改正で、今までやったことがなかった、いわば方向性を逆にしたというのは事実なのですが、ただ、それが十分かどうかということについて検証すべきとのご意見だと思います。

これは、ご案内のとおり、農地法、農振法の改正の附則の中で、今後の5年間、この法律の実施状況を見て必要な検討をするという附則がついておりますので、まさに実施状況を十分に見て、それでもし本当に厳格化という方向に転換させたいけれども、それでも不十分だということであれば、方向の見直しをしていかなければいけないということでもありますし、また都市計画との関係については、国土交通省の小委員会のほうで都市計画制度の検討も昨日から再スタートしておりますので、当然我々も参画しながら積極的に対応していきたいと思っています。

それから、市町村合併の関係ですが、当然今回の基本指針、基本方針の改正を受けて、市町村においても一度、特に今回基準が下がったことも含めて、一つ一つ農用地区域に含めるべき農地があるのかどうかという点を確認する作業をしていきますので、合併市町村の場合に注意すべき点があれば、よく目を配りながらやっていきたいと思っています。

それから、水利と農地の確保をセットで考える時代に来ているのではないかとということですが、特に水田に関して言えば、水利施設そのものは概成しているわけですが、むしろこれからは維持管理をどうしていくかということが非常に大きな課題になるわけでありまして、新しい基本計画の中でも、水利施設の戦略的な保全管理を、この分野では一番重要なコンセプトとして位置づけておりますので、当然それと併せて考えていくことになると思っています。

中嶋委員のご指摘のとおり、今後社会情勢が変わってきて、人口減少の中で、農地をどのように評価するかということは非常に重要な論点だと思っています。先ほどの都市計画の見直しの中でも一つの論点になるというふうに思っておりますし、多面的機能の問題は、これは若干、個人的な見解になるかもしれませんが、農振法の議論をするときにも常に頭にはある議論ですが、農振法は、農業の振興に関する法律という主旨の中で、多面的機能を位置づけきれなかったというのが、率直に言うと今までの議論だと思っています。ただ、これも今後の課題ではないかなと思っています。

宮城委員のご意見で、農用地区域内農地の面積を増やすということと実現性のバランスはどうかという点ですが、私どもなりに個々の施策効果を積み上げて、実現可能性をチェックした上で415万ヘクタールという目標面積を設定したところであります。ただ、もちろんこれを市町村の実際の農振計画の中に最後は落とし込んでいくということになって、そのときに本当にこの目標が達成されていく方向にあるのかどうかということは重要な論点だと思います。本部会で、どういう形でご議論いただくのかは、今の時点で申し上げられませんが、先ほどの三野委員からのご意見にもありましたように、モニタリングをきちっとして、どういう方向にあるのかというのを、毎年毎年確認しながら進めていくというのが必要なことだと思っています。

森野委員のご意見ですが、戸別所得補償制度は基本計画の中に、しかも一丁目一番地の施策として位置付けている施策であります。ご案内のとおり基本計画自体は、10年を見通した計画でありますので、やはりベースになると考えておりますし、特に現在のモデル事業を考えても、特に水田の不作付け地を作付ける方向に改善計画をきちっと立てていくというような要素も含まれております。そういう意味では、今まで不作付け地になり、耕作放棄地になるという流れが一番問題だったわけですが、そういう点で改善になるというふうに思っております。

それから農地利用集積との関係は、これは恐らくマイナスの部分もないわけではないと思いますが、ただ、一方でプラスの要素も当然あると思っています。戸別所得補償制度、特に現在のモデル事業の中でも規模にかかわらず一定の支払いをしていくということは、逆に言えば農地を集積して効率的に経営を展開すれば、むしろ集積することによる有利な部分も出

てまいりますし、これまでの農政の中で担い手をどう確保していくかということはやっぱり最大の課題だったのですが、大きな力になる政策だというふうに考えているところであります。

また、進め方については、都道府県の皆さんにも、率直に申し上げてかなりご苦勞をおかけする部分は、今後基本方針を策定していく上では出てくると思います。しかし、その際にも今回設定基準を策定するという事は、いわば都道府県の中で、どういう考え方で設定しているのかということについて、余りその部分で大きな議論があって、精力を費やすということはないようにということも頭に置いて、法定されて策定することになったと理解しております。ただ、当然新しくつくる過程では一定のお手間をかけるというのは事実だと思います。

○林部会長

ありがとうございました。

ただいま局長から委員の皆様のご質問あるいはご意見に対してお答えいただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、大変貴重なご意見をいただきましたけれども、本日、事務局からご提示いただいた「『農用地等の確保等に関する基本指針』の変更について」につきまして、委員の皆様のご意見の中で、415万ヘクタールという面積の目標は、大変意欲的な数字であり目標でありますので、この実現のためには相当お考えいただきたいという将来的な検討事項も含めてご指摘いただいたわけですが、特に語句、字句を変更する、こうした方が良いのではないかというご意見はいただいておりますので、このまま農林水産大臣にお上げする答申としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林部会長

ありがとうございました。

それでは、答申案をお配りいただきたいと思います。

〔答申案 配付〕

○林部会長

お手元に届きましたでしょうか。

それでは、このお配りいたしました答申案のとおり、これを農林水産大臣への答申とするという議決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林部会長

ありがとうございました。

なお、本部会の議決が審議会全体の議決になりますので、後ほど食料・農業・農村政策審議会長として私のほうから、案文どおり農林水産大臣に答申いたします。

議題の「その他」はありませんよね。

それでは、福澤委員と忠委員からどうぞ。

○福澤臨時委員

要望でございます。

415万ヘクタールの農用地を確保していく中で、これからこの目標に向けて、どういった達成をしていくかということが非常に大事になってくると思います。

耕作放棄地対策にしても、26万ヘクタールの発生抑制と再生をしていくという考え方がありますが、これには全く異論はございません。大事なことは、今34万、35万ヘクタールある全国の耕作放棄地が、依然としてまだ歯止めがかかっていないという状況の中では、26万ヘクタールの耕作放棄地発生防止及び再生をさせるためには、やはりよほどのお金とさまざまな施策のエネルギーが必要なのかなという感じがしております。

そして、特に大事なことは、優良農地をきちっと確保していくということだと思っておりますが、その大きな柱は、やはり農業生産基盤の整備であろうというふうに考えております。

ところが、農業生産基盤整備を含めた農業農村整備事業予算は6割超の削減になっております。

これから、この基本指針については、都道府県の意見を聴きながら策定したのち、都道府県の基本方針をそれから6カ月間かけて市町村の意見を聴きながら策定していくことになるかと思っております。既に平成23年度予算は8月から概算要求が始まるわけですので、この415万ヘクタール目標をきちっと達成していくためには、農業生産基盤の整備を含めたさまざまな施策を来年度予算に反映させていかなければ、耕作放棄地対策を含めた415万ヘクタールの農用地の確保というのは、スタートから小さなものになっていくだろうというような感じがします。どうか予算の満額確保につきましては、農用地を確保する意味でも、私たちもまた地方から頑張ってもらいたいと思っておりますので、国の方でもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○林部会長

はい、承知しました。忠委員、どうぞ。

○忠臨時委員

私もお願いです。

中山間地域でも平場地域でも同じですが、やはり借地農業のとらえ方あるいは位置づけというのを、この際、私はどこかの場面で議論したほうがいいのではないかなと思っております。

といいますのは、私も二十数年かけて規模は拡大してきましたが、当初、確かに効率的な農業をやりたいということで、場合によればどこでも、どんなところでもお貸しくださる農家があれば引き受けてはきました。だからといって、やみくもに無理やり拡大してきたつもりはありません。

ただ、最近は状況が変わって、一生懸命頑張るだけ頑張ったのだけれども、やはり体力的に無理がきたということで委託をしたいという農家が増えていることは事実です。恐らく今後、今回の政策について、いろいろな意見はありますが、政策がどうあれ、私は農業に従事する人口は残念ながら減るのだろうと思っております。

せっかく用意してくださった優良な農地が、地域の人でうまく活用されないというのは大変不幸なことですし、これは国民にとっても残念なことだろうと思っております。そういった意味では、私どもはこれからも、効率的な農業経営を目指しながらも、地域にあっては、いろいろな意味での期待をかけられていますので、それに答えていく義務と責任があると思っております。

そう考えますと、残念ながら借地農業の今の農村における位置づけというものの、あるいは法律的な位置づけというのは非常に弱いのではないかな、ましてやそこに若い人材を取り込むということを考えますと、ますます経営の将来的なものに責任を持つということがなかなか言い切れない現実があると思っております。

ぜひ農地を確保すると同時に、経営の安定化に向けた施策も併せて取り組んでいただきたいと思います。これはお願いです。

○林部会長

ありがとうございました。

2つの要望をいただきましたが、これにつきましては、局長からお願いします。

○吉村農村振興局長

まず1点目の福澤委員からのご指摘でありますけれども、今、もちろん我々、概算要求に向けて、省内でさまざまな作業をしております。そういう中で、当然私どもとしても基本計画の中に、農業農村整備事業の今後のあり方について、先ほど申しましたような大きな方向が示されていますので、その方向に沿った要求を現在検討しているところでございます。今後、本当に必要な施策、特に先ほども申しました戦略的な保全管理というものができようような施策を組み立てていきたいというふうに思っております。

それから、忠委員のおっしゃった点ですね。ご案内のとおりですけれども、昨年の農地法の改正で所有から利用へということで、借地農業というものをむしろ農地制度のメインに位置付けるという大改正をしたところだというふうに思っていますので、現在それに向けて実際の取り組みが進められていると思います。

そのときに、借地経営の安定化というところの課題というのは、これもご案内のとおりですけれども、すごく安定化させると貸すほうの立場にしては若干貸しにくくなるという側面もあります。一方で借り手のほうからすれば、借地経営あるいは借地権と呼んだら良いのでしょうか、安定化をしたほうが良いということで、今回の農地法の改正でも、超長期の借地期間みたいなものも導入しております。ただ、多分農村の構造が変わってきて、多少借地権が安定化していても、貸さない、あるいは貸し渋るという状況はだんだん薄れてくると思うので、そういう状況を見ながら対応していくことになると思っています。

○林部会長

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、これで議事を事務局にお返し致します。

閉 会

○田中計画調整室長

本日は、大変重要な事項のご審議をいただき、また、大変貴重なご意見賜りましてありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、局長よりお礼申し上げます。

○吉村農村振興局長

本日は大変ご熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございました。また、私どもの諮問に対して答申をいただきまして、ありがとうございました。

今後、この答申を踏まえて、基本指針を策定し、さらに今後は各都道府県とも協議して、基本方針を策定することに向けた作業を進めてまいりたいと思っております。最終的にはもちろん、各市町村の農振計画、あるいは現場での農振制度の運用というところに至って初めて政策の効果が出てくるということでございますので、そういった一連の取組を私どもも進めてまいりたいと思っております。その過程におきまして、こういう形で、あるいは個別に委員の皆様方にはご指導いただく場面が出てくると思いますので、ぜひ、そのときにはよろしくご指導いただければと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

○田中計画調整室長

以上を持ちまして、第2回の部会を閉会させていただきます。

皆様、ありがとうございました。

12時04分 閉会